

自分の先祖を
知るとは楽しい！



皆さんは自分の先祖を知りたいと思ったことはありませんか！

お父さん、お母さん、お爺さん、お婆さん、おじさん、おばさんぐらいまでは、自分も会ったことがあるので身近に感じられるでしょう。その上のヒイお爺さんやヒイお婆さんとなると、さすがに知らないことが多く、ちょっと聞いたことがあるぐらいかもしれません。

さらにその上の先祖となるとまったくわからない人が多いでしょう。

人はある「きっかけ」から突然に自分の過去を知りたくなることがあります。

特に親御さんが亡くなって戸籍を取り寄せてみた場合、そのような思いが強くなるようです。

また、古い戸籍になると自分を取り巻く親戚一同の戸籍が記載されているものがあります。

これを見た時、普段見る戸籍謄本とはまったく様相が異なり、みればみるほど興味津々たるもので、かつミステリアスなものであることに気づきます。

たとえば、団塊の世代あたりのヒイお爺さん・ヒイお婆さんは江戸

時代生まれになります。このため、江戸時代は意外に近い時代であると実感します。

知らないおじさん・おばさんを多数発見！というケースも少なくありません。

空襲で亡くなったと聞いた叔母さんが、たしかに東京大空襲の頃に死亡しているとの記載を発見し、妙に感傷に浸ったりもします。

さらには、あの実直そうな叔父さんが、なんと若いころに離婚していたとか、あのおばさんは養女であったとか、お婆さんの父親が不詳であるとか、とんでもない事実がストレートに浮かび上がってきたりするのです。

自分に関することから、週刊誌や小説を読むより断然おもしろく、ミステリアスです。

親や親戚の長老に不明なことを聞きつつ家系図を作ってみましょう。

さらに、人物別に、生年月日や自分との続柄、その人物のエピソードを添えた一覧表などを作ってみると、いつそう興味深いものとなるでしょう。

そして、もっと過去まで調べたいと思ったら、お寺の過去帳を調べたり、本家の墓石の記載を調べたりしてみたくなるかもしれません。

いずれにしても、人は自分の過去を知りたいという、自然感情を持っているのです。

それには、戸籍謄本をみて、あれこれ想像を巡らすことが楽しいことなのです。

しかし、戸籍謄本はむやみやたらに取れるものではありませんし、戸籍の記載も素人にはよくわからないケースがたくさんあります。

そこで本書では、「戸籍とは何か」「戸籍の取り方」から始め、「戸籍のくわしい見方」「外国人関係の戸籍」について例を用いて紹介します。

ご自身のルーツ探り、「家系図」作りにも、本書を役立てていただければ幸いです。

第一章

戸籍のキホン

- 戸籍ってなに？／10
- 戸籍が取れない場合もある！／11
- どこでどうやって取るのか／12
- 戸籍謄抄本交付申請用紙の書き方／13
- 本籍地がわからないときは？／16
- 誰の戸籍でも請求できるの？／18
- 本籍地が遠方で取りに行けない！／20
- 謄本の手数料について／24
- 家系図を作ってみよう！／25
- 戸籍等には保存期間がある／28
- 字が読めない場合はどうするの？／30
- 戸籍用語／30

第二章

古い戸籍から今の戸籍までの見方

- 明治19年式戸籍の見方／37
- 明治31年式戸籍の見方／44
- 大正4年式戸籍の見方／53
- 改製により作られた現行戸籍の見方／68
- 婚姻により作られた現行戸籍の見方／76
- コンピュータ化された現行戸籍の見方／81

35

第三章

昔の大所帯戸籍を分析してみよう

- たくさんの親族がいる古い戸籍／90
- 日本太郎のその後の戸籍／106
- 日本秀男のその後の戸籍／109
- 日本貴太郎のその後の戸籍／111
- 日本二郎のその後の戸籍／114

87

● 古い戸籍時代の転籍 / 120

① たくさんの転籍記載がある戸籍 / 120

② 転籍前の戸籍をたどる / その一 / 124

③ 転籍前の戸籍をたどる / その二 / 127

④ 同じ市町村内での転籍 / 130

● 今の戸籍での転籍 / 131

戸籍が生まれる原因、なくなる原因一覧

養子縁組の戸籍をみてみよう

● 夫婦が15歳未満の子を養子にした場合 / 142

● 夫婦の一方が成人者を養子にした場合 / 145

● 夫婦の戸籍内の子が成人者を養子にした場合 / 149

● 夫婦が夫婦を養子にした場合 / 152

● 夫婦が夫婦の一方を養子にした場合（婚姻によって氏を改めない者の場合） / 155

● 夫婦が夫婦の一方を養子にした場合（婚姻によって氏を改めた者の場合） / 159

離婚するとどうなるの？

165

- 離婚時の戸籍／167

- 離婚後の戸籍（もといいた戸籍に戻る場合）／169

- 離婚後の戸籍（新しく戸籍を作る場合）／173

- 離婚後も婚姻中の姓を使用する場合／175

外国人と日本の戸籍

179

- 国際化社会ニッポン／180

- 外国人と婚姻をした日本人の戸籍／181

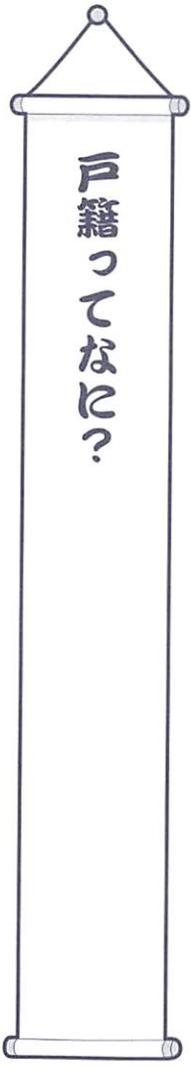
- 外国人と離婚した日本人の戸籍／187

- 戸籍を取るときにの注意点／192

第一章

戸籍のキホン





戸籍ってなに？

日本国民の身分を公に証明するもので、日本国民についての出生・親子関係・養子関係・婚姻・離婚・死亡などを証明するものです。

戸籍は、身分関係の証明なので、相続や氏名変更などの際に証明書類として利用されています。また、日本国民についての身分証明であることから、日本に居住していても、日本国籍のない人には戸籍はありません。

日本における身分登録制度の歴史は古く、そのもとは天皇が人民を調査し、賦役を課すために作られるようになったのが始まりといわれています。

その当時の記載内容は、その戸がどれくらい税を負担できるか、居住者の名前・年齢・男女の別などであり、その目的は税負担と領民把握の施策だったそうです。そしてこのような戸籍のもととなる身分関係登録制度は、様式や目的が地域・時代背景によってそれぞれ異なるものの、江戸時代まで続きました。

そして明治となり、明治政府は、全国統一の中央集権政治の早急な実現をはかり、国内の総人口を把握する必要から、戸籍法を施行しました。

こうして日本で最初に全国統一様式の戸籍（明治5年式戸籍）が作成されるようになり、これが現行戸籍のもとになって現在に至っています。



戸籍が取れない場合もある！

戸籍制度が始まって今日に至るまで、戸籍簿そのものが災害や戦争などの原因によりなくなってしまったことが幾度かあります。

たとえば東京の場合では関東大震災、昭和20年の空襲により戸籍簿が焼失してしまっただけではありません。ほかの地方でも大火などにより滅失してしまっただけではありません。

戸籍制度では、自然災害などに備えて、戸籍の写しと資料を別の場所に保管しておく制度があります。災害などで戸籍がなくなってしまった場合は、これらの資料をもとに戸籍を再現して作り直すこととなりますが、別の場所に保管している資料も災害等でなくなってしまった場合は、戸籍を再現することはできなくなってしまいます。このように、戸籍の再現ができないときは「消滅してなくなりました」という証明は取れるものの、再現できなかつた戸籍は残念ながら取得することができないのです。



樺太・北方領土・沖縄の戸籍

戦前、日本の領土だった樺太や今の北方領土といわれる地域に関する戸籍等の謄本については、外務省が保管しています。

しかし、これらの地域の戸籍等について日本に持ち帰ることができたのは一部の村の数冊のみで、それ以外のものについてはなくなっていました。

また、沖縄の戸籍も戦争により、一部の離島を除いて、そのほとんどがなくなっていました。沖縄は、昭和47年までアメリカが統治していましたので、本土復帰までは福岡市に沖縄関係戸籍事務所が設けられ、本土復帰後、沖縄関係戸籍事務所に保管されていた届出全部を沖縄法務局に貸与し、これらをもとに関係者に聞取調査等を行って、約9年かけて戸籍を再製したそうです。

戸籍の取扱事務は市町村役場で行っていますので、戸籍の謄本は市町村役場で取得することができます。ただし、どこの役場でも「目的の戸籍謄本」が取得できるわけではありません。

戸籍の取扱事務は市町村役場が行っていますので、戸籍の謄本は市町村役場で取得することができます。ただし、どこの役場でも「目的の戸籍謄本」が取得できるわけではありません。

戸籍は「本籍地」の役場が取り扱いますので、取得したい戸籍の本籍地を管轄する市町村役場に戸籍謄本の交付を申請します。

戸籍謄本の交付申請は、役場の窓口で所定の申請用紙に必要な事項を記入して、手数料を納めることでできます。なお、運転免許証などの写真付きの本人確認書類の提示が求められますので、忘れずに持っていきましょう。



「謄本」と「抄本」の違い

一般的に「謄本」とは、記載されている内容全部の写し、つまり記載事項のすべてがコピーされているものをいいます。

これに対して、「抄本」とは記載事項の一部分を抜き出してコピーしたものをいいます。

つまり、戸籍「謄本」は一つの戸籍に記載されている全員の身分関係を写したのですが、戸籍「抄本」になると一つの戸籍に記載されている一部の人に関する記述を抜き出して写したものになります。

なお、コンピュータ化されているところでは、謄本を「全部事項証明」、抄本を「一部事項証明」といいます。

戸籍謄抄本交付申請用紙の書き方

戸籍の謄抄本の交付申請用紙は、それぞれの市町村によって多少形式が異なりますが、記入しなければならない事柄はいずれの市町村もほぼ同じです。

戸籍証明書等請求書記入例

港区長 必要な戸籍		戸籍証明書等請求書		平成〇年〇月〇日	
本籍	港区虎ノ門三丁目〇番地				
フリガナ	ニホン イチロウ			筆頭者の生年月日	
筆頭者	日本 一郎			明(大)昭・平9年10月30日	
(戸籍の最初にかかっている人であり、亡くなくても変わりません)					
最近戸籍の届出をされた方は記入してください。					
(年 月 日 市区町村提出 出生・死亡・婚姻・離婚・その他)					
必要な証明書					
全部事項証明書(謄本)	1通	附票	現改	全部	通
個人事項証明書(抄本)	通	(必要な人)			通
(必要な人)	通	一部事項証明書			通
除籍	全部事項証明書(謄本)	不在籍証明書			通
	個人事項証明書(抄本)	受理証明書			通
	(必要な人)	(届)			通
改製原戸籍	謄本	届記載事項証明書			通
	抄本	(届)			通
身分証明書	通	その他の証明書			通
(必要な人)	通	()			通
使用者					
住所	台東区浅草一丁目1番〇号			電話 (03) 3456-〇〇〇〇	
フリガナ	ニホン ハジメ			生年月日	
氏名	日本 始			明・大(昭)平42年11月2日	
筆頭者から見た関係 本人・夫・妻(子)孫・父母・祖父母・その他()					
請求者					
住所	台東区浅草一丁目1番〇号			電話 (03) 3456-〇〇〇〇	
フリガナ	ニホン キョウコ			生年月日	
氏名	日本 今日子			明・大(昭)平20年3月11日	
使用者から見た関係 本人・夫・妻・子・孫(父母)・祖父母・その他()					
使用目的					
<input checked="" type="checkbox"/> パスポート取得 <input type="checkbox"/> 婚姻届等 <input type="checkbox"/> 免許等許可申請 <input type="checkbox"/> 裁判所等官公署提出					
<input type="checkbox"/> 携帯電話親子割引 <input type="checkbox"/> 年金裁定(国民、厚生、国・地共済、私学共済、その他)					
<input type="checkbox"/> 相続関係 (・被相続人の出生から死亡まで 各 通)					
(・被相続人の婚姻から死亡まで 各 通)					
(・その他)					
<input type="checkbox"/> その他 ()					
※ 偽りその他不正の手段により交付を受けたとき、5万円以下(戸籍法第121条の2)					
10万円以下(住民基本台帳法第50条)の過料に処せられます。					
※ プライバシーの侵害などにつながる不当な請求には応じられません。					

す。ここでは、オーソドックスな戸籍の謄抄本の交付申請用紙を例に、書き方をご紹介します。

3	<p>1、2に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合</p> <p>戸籍の記載事項の利用の目的および方法ならびにその利用を必要とする事由</p>
---	--

※ 10条1項の者以外で戸籍を取得できる場合の具体的な例としては、相続登記を登記所に申請する際に添付する場合、遺産分割の調停を申し立てるために裁判所に提出する場合、等があります。

10条の3 現に請求の任にあたっている者は、市町村長に対し、運転免許証を提示する方法その他の法務省令で定める方法により、当該請求の任にあたっている者を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定める事項を明らかにしなければならない。

10条の3 2項 前項の場合において、現に請求の任にあたっている者が、当該請求をする者の代理人であるときその他請求者と異なる者であるときは、当該請求の任にあたっている者は、市町村長に対し、法務省令で定める方法により、請求者の依頼または法令の規定により当該請求の任にあたるものであることを明らかにする書面を提供しなければならない。

10条の4 市町村長は、請求がされた場合において、これらの規定により請求者が明らかにしなければならない事項が明らかにされないと認めるときは、当該請求者に対し、必要な説明を求めることができる。

●著者略歴●

伊波 喜一郎 (いなみ きいちろう)

(第二章～第七章担当)

東京司法書士会会員 簡裁訴訟代理等関係業務認定会員

1973年 東京都生まれ

司法書士試験合格後、司法書士事務所勤務を経て、2004年東京都台東区に伊波司法書士事務所を開設。現在、法律関係専門学校の講師としても活躍中。

<本書作成にあたりお世話になった方>

新谷 由紀 氏

山崎 学 (やまざき まなぶ)

(第一章担当)

千葉司法書士会会員 簡裁訴訟代理等関係業務認定会員

1971年 新潟県生まれ

司法書士試験合格後、司法書士事務所勤務を経て、2003年千葉縣市川市に山崎司法書士事務所開設。

<本書作成にあたりお世話になった方>

山田 三千子 氏

佐野 忠之 (さの ただゆき)

(第八章担当)

東京都行政書士会江戸川支部役員

東京入国管理局届出済行政書士

1970年 東京都生まれ

1994年佐野行政書士事務所を開設。市民法務、外国人法務を中心に活動する一方、法律系国家資格の受験指導も精力的に行う。